

【震災等の災害に起因する人権問題】

基本方針

〈現状〉

- 平成 7 年(1995 年) 1 月 17 日に淡路島北部を震源とする阪神・淡路大震災が発生し、本市でも震度 4 が観測されました。この地震では、県内外の各地で深刻な人的被害をはじめ建物、交通、ライフライン等に大きな被害が生じました。一方、若年層を中心とする多くのボランティアが災害の救援・復旧を支援しており、この年を「ボランティア元年」と呼んでいます。
- 平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大規模な津波の発生に伴い、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、関東地方のインフラも大きな被害を受ける未曾有の大災害となりました。また地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故により、大量の放射性物質が放出され、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が今なお避難生活を余儀なくされています。このような中、避難所での生活等に伴うプライバシーの侵害や放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。
- 平成 28 年(2016 年) 4 月 14 日及び 16 日に発生した熊本地震では、同一地域で連続して震度 7 の地震が起こり、多くの人的被害、物的被害が生じました。強い揺れが連続して起こったことや、避難所のプライバシーが確保されていないことなどから、避難所ではなく車の中で寝泊まりする車中泊避難を行う避難者も多く、エコノミークラス症候群等の健康への影響が懸念されました。
- 令和 6 年(2024 年) 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、多くの人的被害、物的被害が生じているにもかかわらず、地理的状況から救助活動や生活支援等が難航しボランティアの受入れが進まない状況等も続いたことから復興の遅れを指摘する声もあり、長期的な支援の継続が課題となっています。また、住み慣れた地域を離れた移住の検討や、県内外の地域への二次避難が続いており、安心できる生活環境の整備が求められています。

〈教育及び啓発の方針〉

風評等に基づく人権侵害事案の予防のため、国・県等とも連携し教育・啓発に取り組みます。

〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

実施計画

〈事業の柱〉

①啓発活動の推進

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課(機構順)
啓発活動の推進	原子力発電所事故に伴う風評被害に基づく差別的扱い等、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等に伴って起きた様々な人権問題に対処し、偏見や差別を解消するための広報、啓発活動を推進する。	人権啓発課 人権啓発センター
